

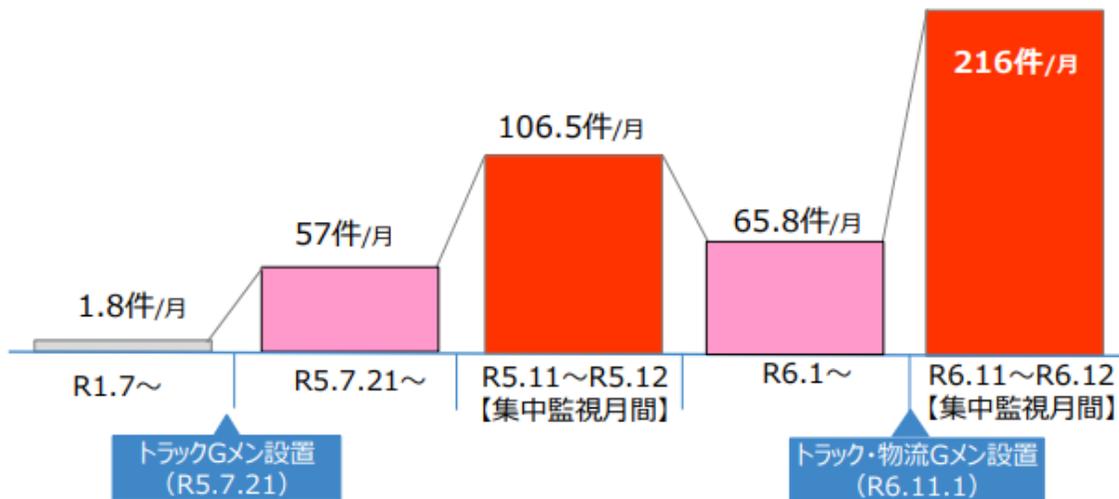
# トラック・物流Gメンと和歌山運輸支局の取組について

和歌山運輸支局 輸送・監査部門

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）に基づき、全国162名体制の「トラックGメン」を設置（令和5年7月）。  
関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を実施。
- 令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組し、本省・地方運輸局等の物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「Gメン調査員」を加えた総勢360名規模に体制を拡充。
- 令和6年11月・12月を「集中監視月間」と位置づけて取組を強化し、「勧告」（2件）を実施（令和7年1月30日）したほか、「働きかけ」（423件）、「要請」（7件）による是正指導を徹底。

## トラック・物流Gメンによる集中監視月間の活動実績

＜月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数＞



### 働きかけ等の実施件数（R6.11~R6.12）

- 勧告 : 2件（荷主1、その他1）
  - 要請 : 7件（荷主4、元請2、その他1）
  - 働きかけ : 423件（荷主304、元請104、その他15）
- ⇒ 2ヶ月間で計**432件**の法的措置を実施

### Gメン調査員からの情報提供

- 運輸支局にR6.12.28までに計**115件**の通知あり

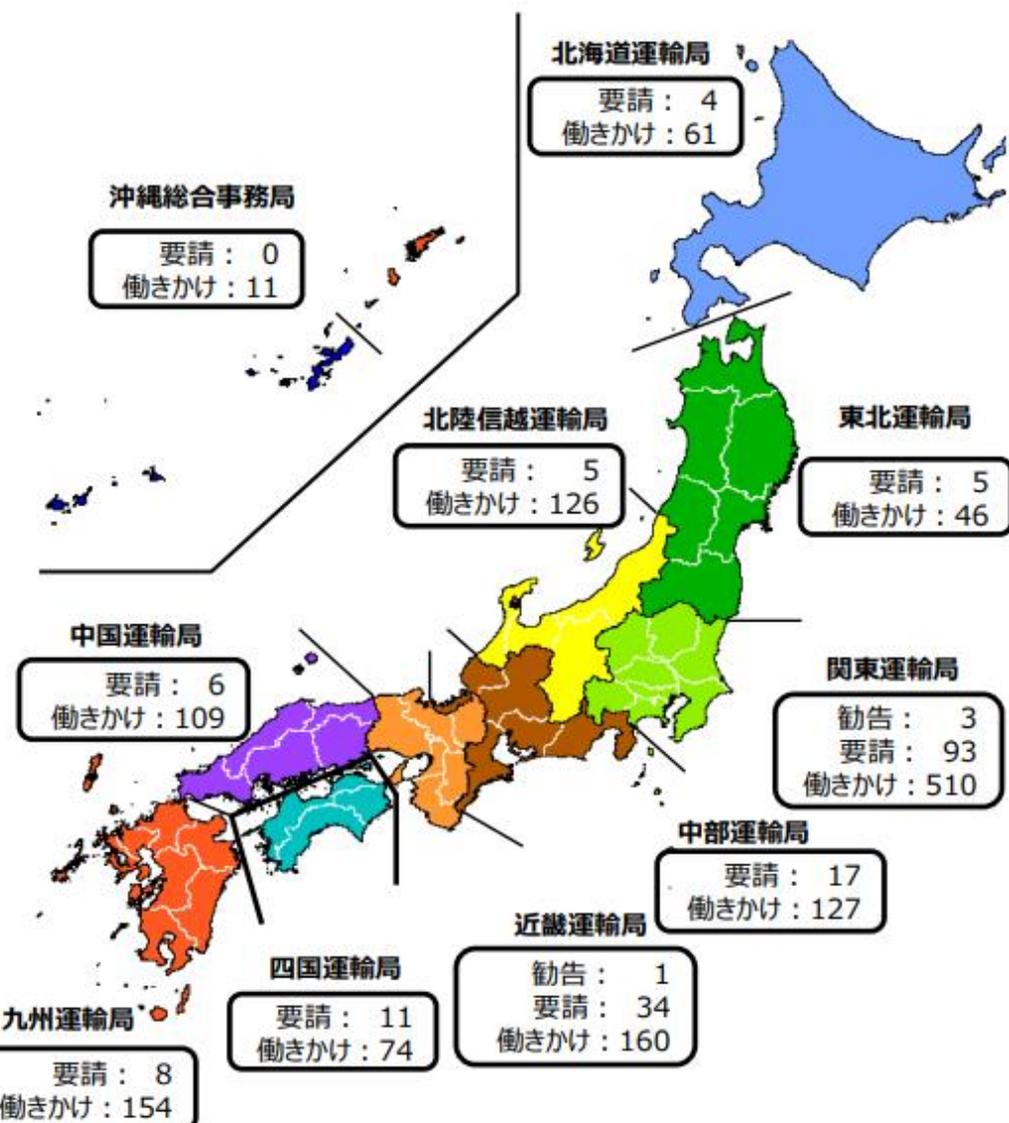
### 倉庫業担当Gメンによる倉庫業者へのヒアリング

- 業界と連携して倉庫業者へのヒアリングを実施。
- 各地方運輸局等においても、倉庫事業者や地区協会へのヒアリングを所轄地域にて実施。

今般「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等についてはフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め厳正に対処。

# トラック・物流Gメンの累計実績(令和6年12月末時点)

〈運輸局別働きかけ・要請・勧告実施件数〉 R1.7~R6.12



## 働きかけ等の累計実施件数 (R1.7~R6.12)

- 勧告 : 4件 (荷主2、元請1、その他1)
- 要請 : 183件 (荷主94、元請83、その他6)
- 働きかけ : 1,378件  
(荷主942、元請399、その他37)

⇒ 計1,565件の法的措置を実施

## 主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (48%)
- 契約にない附帯業務 (20%)
- 運賃・料金の不当な据置き (16%)
- 無理な運送依頼 (7%)
- 過積載運送の指示・容認 (5%)
- 異常気象時の運送依頼 (4%)

## トラック・物流Gメンによる

### 「集中監視月間（令和6年11月・12月）」の

#### 近畿運輸局での取組結果について

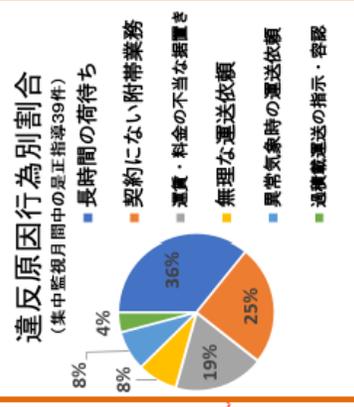
#### ① 違反原因行為の疑いのある荷主等への是正指導件数について

働きかけ： 37件  
要請： 2件

令和6年4月～10月： 61件

令和6年11月・12月： 39件

↑ 月平均 2.2 倍！



#### ② トラック事業者等への情報収集

令和6年4月～10月： 281件

令和6年11月・12月： 127件

↑ 月平均 1.5 倍！

※電話又は訪問により、トラック・物流Gメンが直接ヒアリングが実施できた件数を計上

#### ③ 荷主等へのパトロールについて

令和5年7月（※Gメン発足時）～令和6年10月： 1033件

令和6年11月・12月： 197件

↑ 月平均 1.5 倍！

※パトロール：荷主・元請事業者等にGメン制度と違反原因行為についての説明を行い、周知を行うとともに注意喚起を促す訪問の総称



#### ④ トラックステーション等での運転手への啓発活動

- 11月28日 奈良県 針トラックステーション（チラシ80部配布）
- 12月16日 滋賀県 彦根トラックステーション（チラシ11部配布）
- 12月24日 大阪府 大阪トラックステーション（チラシ約30部配布）
- 12月24日 京都府 名神高速道路桂川SA（チラシ16部配布）



## ◎ 荷主パトロール（荷主・運送事業者）

令和6年4月1日～令和7年1月31日

- 和歌山県内で行った荷主パトロールの件数 157件
- 和歌山市、紀の川市、岩出市、海南市、湯浅町、かつらぎ町、紀美野町
- その他電話にて情報収集も実施

## ○荷主からの声

- ・トラック予約受付システムを導入。現在は運用面で調整している段階。
- ・運送事業者と話し合いの場を設けている。

## ○運送事業者からの声

- ・昔と比べて待ち時間は減っている。
- ・希望額とまでは言えないが、交渉により運賃を上げてもらった。

国土交通省 近畿運輸局 からのお知らせ

## トラックGメン がパトロール中です。

トラックGメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、荷主事業者の支店、荷捌き場周辺などへのパトロール（現場の状況確認）を行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

**トラックGメンとは？**  
トラックGメンは、適正運賃の收受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型（積極的）情報収集」の他、**違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者に対して、「働きかけ」や「要請」等の是正指導を行います。**

【働きかけの実例】	【要請の実例】
<b>ケース① 運賃・料金等の不当な扱置き</b> （農産品取扱企業・荷主） -改善策- 燃料料・チャージ、運賃についてはトラックも含む全ての輸送重量に対して積荷料金を支払うこと	<b>ケース① 長時間の荷待ち</b> （製造業・発荷主） -改善策- 「入構時間の指定」「出荷口の増設」「輸送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施
<b>ケース② 依頼内容になかった附帯作業</b> （食品製造卸会社・元請等） -改善策- 作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結	<b>ケース③ 過積載運行の要求</b> （運送事業者・元請） -改善策- 当該違反原因行為の防止に向けた全社レベルの対策強化に着手

**【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】**

違反原因行為を荷主がしている  
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること  
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善  
されない場合

働きかけ → 要 請 → 勧告・公表

※違反原因行為の事実が明らかでない場合、働きかけを行わず、即要請を実施する場合があります。

## ○「トラックGメンと和歌山県トラック協会 2024年問題対策特別委員会との意見交換会」を開催

トラックGメン制度や、和歌山運輸支局での取り組みを説明。  
運送事業者からは、日々抱えている問題や、重点的に取り組んでほしい  
案件についての意見を聴取。

### 【実施日時】

令和6年7月29日（月）和歌山県トラック協会 運送事業者12社  
令和6年11月19日（火）和歌山県トラック協会 運送事業者14社

## ○Gメン調査員との合同パトロールを実施

上記意見交換会でいただいたご意見を参考に、和歌山県トラック協会より  
選任されたGメン調査員3名と、和歌山市内を中心に実施中

## ○協力依頼・周知活動

- ・関係団体への協力依頼要請  
和歌山県倉庫協会・和歌山港運協会あてに、傘下の会員各社への周知を依頼。
- ・和歌山県広報誌「県民の友」に周知文を掲載（令和6年11月号）
- ・自動車事故対策機構和歌山支所実施の運行管理者向け一般講習時に、  
情報提供をよびかけるチラシを配布



令和6年11月19日（火）の様子